

議案第 62 号

南島原市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

南島原市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 19 日提出

南島原市長 松 本 政 博

提案理由

令和 7 年の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定の取扱いに準じ、所要の改正を行うもの。

南島原市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南島原市長及び副市長の給与に関する条例(平成18年南島原市条例第33号)

の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の170」を「100分の180」に改める。

第2条 南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の180」を「100分の175」に改める。

(南島原市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 南島原市教育長の給与等に関する条例(平成18年南島原市条例第35号)の

一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の170」を「100分の180」に改める。

第4条 南島原市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の180」を「100分の175」に改める。

(南島原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 南島原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年南島

原市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の180」に改める。

第6条 南島原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の180」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の南島原市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の市長及び副市長給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の南島原市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与等条例」という。)の規定及び第5条の規定による改正後の南島原市議会議員の議員報酬

及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の市長及び副市長給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南島原市長及び副市長の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の南島原市教育長の給与等に関する条例又は第5条の規定による改正前の南島原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長及び副市長給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

南島原市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

南島原市長及び副市長の給与に関する条例（第1条関係）

新	旧	解説
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>【第5条の条文の内容】 期末手当について規定したもの。</p> <p>【第5条の条文の改正内容】 令和7年12月期に支給する期末手当の率を、100分の170から100分の180に改正するもの。</p> <p>【適用日】令和7年12月1日</p>

## 南島原市長及び副市長の給与に関する条例（第2条関係）

新	旧	解説
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>【第5条の条文の内容】 期末手当について規定したもの。</p> <p>【第5条の条文の改正内容】 令和8年度に支給する期末手当の率を、100分の180から100分の175に改正するもの。</p> <p>※R7.6期とR7.12期の合計を均等にR8.6期と12期に再配分</p> <p>【施行期日】令和8年4月1日</p>

## 南島原市教育長の給与等に関する条例（第3条関係）

新	旧	解説
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>【第5条の条文の内容】 期末手当について規定したもの。</p> <p>【第5条の条文の改正内容】 令和7年12月期に支給する期末手当の率を、100分の170から100分の180に改正するもの。</p> <p>【適用日】令和7年12月1日</p>

## 南島原市教育長の給与等に関する条例（第4条関係）

新	旧	解説
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>【第5条の条文の内容】 期末手当について規定したもの。</p> <p>【第5条の条文の改正内容】 令和8年度に支給する期末手当の率を、100分の180から100分の175に改正するもの。</p> <p>※R7.6期とR7.12期の合計を均等にR8.6期と12期に再配分</p> <p>【施行期日】令和8年4月1日</p>

南島原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第5条関係）

新	旧	解説
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>【第5条の条文の内容】 期末手当について規定したもの。</p> <p>【第5条の条文の改正内容】 令和7年12月期に支給する期末手当の率を、100分の170から100分の180に改正するもの。</p> <p>【適用日】令和7年12月1日</p>

## 南島原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第6条関係）

新	旧	解説
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>【第5条の条文の内容】 期末手当について規定したもの。</p> <p>【第7条の条文の改正内容】 令和8年度に支給する期末手当の率を、100分の180から100分の175に改正するもの。</p> <p>※R7.6期とR7.12期の合計を均等にR8.6期と12期に再配分</p> <p>【施行期日】令和8年4月1日</p>